

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告示

○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	1033
○生活保護法による医療機関の指定	(保護課)	1033
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出	(保護課)	1034
○生活保護法による施術機関の指定	(保護課)	1035
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	1035
○土地改良事業の工事の完了の届出	(土地改良指導課)	1035
○道営土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	1035
○家畜伝染病の発生	(酪農畜産課)	1036
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正	(水産経営課)	1036
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	1037
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	1037
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了	(道路計画課)	1037
○道路の区域の変更	(道路整備課)	1037
○道路の供用の開始	(道路整備課)	1038
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	1038
○公有水面の埋立に関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	1039
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1100
<b>公表</b>		
○北海道苦情審査委員の活動状況報告	(道民相談センター)	1106
<b>公告</b>		
○定置漁業の休業	(漁業管理課)	1107
<b>支庁告示</b>		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		1107
<b>道教育委員会教育長告示</b>		
○一般競争入札の実施		1107
<b>道教育庁網走教育局告示</b>		
○一般競争入札(物品の購入)の実施		1109
<b>道公安委員会告示</b>		

## 告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

1100

### 北海道告示第86号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年1月22日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事指定の範囲	指定の理由
邦画	京女 今宵も濡らして プライベート・レッスン 験	オーピー映画 ニューセレクト	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
回	キリング・ミー・ソフター	アミューズ・ピ クチャーズ	全部	同上
回	イアの衝撃 不貞妻の疼き	オーピー映画	全部	同上
回	不倫妻たちの週末	同	全部	同上
回	人妻痴女 変態男漁り	新日本映像	全部	同上
回	寵愛	ギャガ・コミュニ ケーションズ	全部	同上
回	新日本映像ニュース〈人妻痴女 変態男漁り〉	新日本映像	全部	同上

### 北海道告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年1月22日

名称	又又は氏名	所在地	又又は住所	指定年月日
医療法人社団長田眼科		小樽市入舟2丁目4番10号		平成13.12.1
柴田内科胃腸科医院		釧路市春採4丁目11番4号		同 13.11.15
医療法人社団祐仁会 足立泌尿器科		同 光陽町5番10号		同 13.12.1
クリニック		同		同
末松整形外科医院		北見市桂町1丁目206番地の25		同 13.12.4

北海道知事 堀 達也

ク	リニツク	森の風	稚内市潮見3丁目26番16号	平成13.11.1
医療法人社団	しのじま小児科	江別市上江別65番地6	同	13.12.1
滝川栄町	眼科	滝川市栄町2丁目9番3号	同	
医療法人社団	よこやま耳鼻咽喉科・眼科	登別市富士町2丁目11番地11	同	
医療法人社団	産婦人科・小児科	恵庭市住吉町153番地	同	
リニツク	リニツク	北広島市中央1丁目2-7	同	
江別	やまと整形外科	江別市高砂町3番地の3	同	
特別医療法人	即仁会	北広島市栄町1丁目5番地	同	
エナレ	デイナー	石狩市花川南9条1丁目86番地	同	
右田	内科	白老郡白老町川沿1丁目548番地3	同	
緑町	ク	中川郡幕別町緑町21番地の55	同	14.1.4
音別町	国民健康保険診療所	白糠郡音別町中園2丁目97番地1	同	13.11.26
社団法人	北海道総合在宅ケア事業団	檜山郡江差町字円山町299番地の63	同	13.11.23
江差地域	訪問介護	北見市相内町110番	同	13.12.1
あい	ない	歯科	同	13.12.15
山岸	歯科	矯正	同	13.12.20
大黒	歯科	ク	同	13.12.1
歯科	イ	ク	同	13.12.15
小	山	歯科	同	12.4.1
南	幌	みどり	同	13.12.1
工	ノ	モト	同	13.10.31
桂	歯科	ク	同	13.11.1
陸	別	歯科	同	13.12.1
西	庶	路	同	13.8.15
才	ナ	グ	同	13.11.1
ス	ナ	グ	同	13.12.1
ク	タ	キ	同	13.12.1
有	限	会	同	
日	本	調	同	

株式会社	金安薬局	錦町店	同	錦町4丁目3番	新生広告	同	13.10.31	
釧路	調剤	薬局	春採店	釧路市春採4丁目11番5号	ビル1F	同	13.11.1	
ア	イ	ン	薬局	釧路市新栄店	同	同	13.12.15	
フ	ロ	ン	テ	ア	薬局	新栄店	同	13.12.1
モ	ト	ラ	ビ	薬局	帯広市西4条南10丁目45番地	同	13.12.4	
わ	か	ば	調	剤	薬局	北見市南仲町1丁目3の1	同	13.12.1
ハ	イ	レ	ン	薬局	栄町店	滝川市栄町2丁目9番32号	同	13.12.1
ノ	ル	デ	ン	薬局	北広島店	北広島市栄町1丁目5-6	同	13.12.1
ラ	イ	ク	調	剤	薬局	秩父別店	同	13.12.1
し	ら	お	い	調	剤	薬局	同	13.12.1
パ	ー	ク	薬	局	幕別店	中川郡幕別町緑町21番地	同	13.12.10
つ	が	や	す	薬	局	幕別店	同	14.1.5
音	別	調	剤	薬	局	白糠郡音別町中園2丁目119番10	同	13.10.19

北海道告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成14年1月22日

名称	又は氏名	所在地	又は住所	届出の	内容	
足立泌尿器科	ク	リニツク	釧路市光陽町5番10号	平成13.11.30	廃止	
音別町国民健康保険診療所			白糠郡音別町中園1丁目54番地	同	13.11.25	
医療法人即仁会			北広島市栄町1丁目5番地2	同	11.5.17	
産婦人科・小児科	ク	リニツク	恵庭市住吉町153番地	同	13.11.30	
長	田	眼	科	小樽市入船2丁目4番10号	同	
よこやま耳鼻咽喉科				登別市富士町2丁目11番地11	同	
ク	リニツク			江別市上江別65番地6	同	
しのじま小児科				釧路市春採4丁目11番9号	同	
柴	田	医	院	同	同	
広	尾	診	療	所	同	
				広尾郡広尾町西1条7丁目12番地	同	13.12.31



地区名	事業の種類	完了年月日
トヨウシ	農免農道整備	平成13.11.12
藤井 同		同 13.12. 5

北海道告示第93号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年1月22日

地区名	事業の種類	完了年月日	発生年月日
家畜伝染病の種類	家畜の種別	患者・疑似患者の別	発生頭数
ヨ一ネ病	牛	患者	1
同	同	同	3
同	同	同	2
同	同	同	1
同	同	同	9
同	同	同	1
同	同	同	1
同	同	同	1
同	同	同	1
同	同	同	3
同	同	同	3
同	同	同	1
同	同	同	1
同	同	同	2

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

北海道告示第94号

昭和49年告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成13年1月22日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

1法第104条第1号に掲げる漁業(1)こんぶをとる漁業の項中

「(区域) 声問漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域」を「(区域) 稚内市大字声問村の地域」に改める。

2法第104条第2号に掲げる漁業の項中

「声問区域(声問漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域)」を「声問区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村、大字 区のうち稚内市大字声問村、大字 抜海村及び豊富町を除く地域)」に改める。

「稚内区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村、大字 区のうち稚内市大字声問村、大字 抜海村及び豊富町を除く地域)」を「稚内区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村、大字 区のうち稚内市大字声問村、大字 抜海村及び天塩郡豊富町を除く地域)」に改める。

3法第104条第3号に掲げる漁業の項中

「声問区域(声問漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域)」を「声問区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域)」に改める。

「声問区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域)」を「声問区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村、大字 区のうち稚内市大字声問村、大字 抜海村及び豊富町を除く地域)」に改める。

「稚内区域(稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村、大字 区のうち稚内市大字声問村、大字 抜海村及び天塩郡豊富町を除く地域)」を「豊富区域(稚内漁業協同組合の地区のうち天塩郡豊富町の地域)」に改める。

「豊富区域(稚内漁業協同組合の地区のうち豊富町の地域)」を「豊富区域(稚内漁業協同組合の地区のうち天塩郡豊富町の地域)」に改める。

4法第125条の2に掲げる漁業(4)ほたて貝養殖業の項中

「声問加入区(区域) 稚内漁業協同組合の区域」を「声問加入区(区域) 稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声問村の地域」に改める。

「稚内加入区（区域）稚内漁業協同組合の区域」を「稚内加入区（区域）稚内漁業協同組合の地区のうち稚内市大字声間村を除く地域」に改める。

北海道告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
平成14年1月22日

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

1 保安林予定森林の所在 場所 浜益郡浜益村大字群別村字千代志別617、626、627の1、627の3、720の1、720の2、721の1、721の2、722から724まで、1217、1222

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（「次の図」は、省略し、その関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び浜益村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第96号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。  
平成14年1月22日

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

1(1) 解除予定保安林の所在 場所 稚丹郡稚丹町大字神岬町字砥泊71地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び稚丹町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 場所 稚丹郡稚丹町大字神岬町字砥泊71地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び稚丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 場所 稚丹郡稚丹町大字神岬町字砥泊76の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び稚丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第97号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。  
平成14年1月22日

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

1 路線名 白糠町道乳呑泊別線

2 工事区間 (1) 白糠郡白糠町字庶路37番1地先から白糠郡白糠町字庶路36番22地先まで  
(2) 白糠郡白糠町字庶路36番17地先から白糠郡白糠町字庶路87番3地先まで

3 工事の種類 改築

4 工事完了の日 平成14年1月19日

北海道告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 江別長沼線
- 3 道路の区域 区

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

空知郡南幌町1304番4地先から空知郡南幌町1757番地先まで

前 18.18mから18.18mまで 1,115.00m

後 18.18mから26.58mまで 1,115.00m

北海道告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

- 路線名 供用開始の区間
- 道路 江別恵庭線 北広島市北の里532番1地先（江別市界）から 平成14.1.22
- 北広島市北の里527番1地先まで

北海道告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

札幌夕張線 夕張郡栗山町字大井分272番6地先から夕張郡栗山町字継立186番7地先まで

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所

前 17.74mから40.44mまで 310.69m

前 17.74mから49.00mまで 350.79m

後 17.74mから40.44mまで 310.69m

北海道札幌土木現業所

恵庭栗山線 夕張郡長沼町1092番8地先から夕張郡長沼町1090番1地先まで

前 21.75mから26.45mまで 134.84m

後 21.75mから40.44mまで 310.69m

同

美深中頓別線

枝幸郡歌登町西歌登宗谷森林管理署205林班や小班地先から枝幸郡歌登町西歌登宗谷森林管理署205林班や小班地先まで

前 98.60mから240.00mまで 134.82m

後 98.60mから240.00mまで 134.82m

北海道稚内土木現業所

北海道告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 豊富浜頓別線
- 3 道路の区域

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
前	20.00mから55.00mまで	6,062.00m	—
後	22.50mから85.50mまで	6,052.00m	—

宗谷郡猿払村字サルフツ  
281番10地先から宗谷郡猿  
払村字上猿払1046番1地先  
まで

北海道告示第102号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達也

1(1) しゅん功認可の年月日 平成14年1月15日

(2) しゅん功認可を受けた者

ア氏名又は名称

イ住 所

ウ代表者の氏名

(3) 埋立区域

ア位 置

イ区 域

Ⅰの地点

大岸漁港漁港原点（北緯42度35分01秒、東経140度38分45秒 X = -157,237.250、Y = 32,480,070）から方向角161度45分57秒の方向37.25mの地点

Ⅱの地点

Ⅲの地点

Ⅳの地点

Ⅴの地点から方向角249度55分25秒の方向5.20mの地点

Ⅵの地点

Ⅶの地点

Ⅷの地点

Ⅸの地点

Ⅹの地点

Ⅺの地点

Ⅻの地点

Ⅼの地点

Ⅽの地点

Ⅾの地点

Ⅿの地点

ⅰの地点

ⅱの地点

ⅲの地点

ⅳの地点

ⅴの地点

ⅵの地点

ⅶの地点

ⅷの地点

ⅸの地点

ⅹの地点

ⅺの地点

ⅻの地点

ⅼの地点

ⅽの地点

ⅾの地点

ⅿの地点

ⅿの地点

ⅿの地点

ⅿの地点

第1333号

ウ 面	積	8,491.62㎡
(4) 免許年月日及び番号	平成9年7月24日	砂防第133 - 6号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	豊浦町	

北海道告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号060-8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成14年1月22日 北海道知事 堀 達也

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
札幌市清田区清田の一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
石狩市八幡1丁目、2丁目、4丁目の各一部
  - なし

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、札幌市企画調整局計画部都市計画課及び石狩市建設部都市計画課

2 函館圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分

(2) 都市計画を定める土地の区域

- ア 市街化区域に編入する土地の区域  
函館市入船町の一部  
上磯町字中野通の一部  
七飯町字鳴川町の一部
- イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、函館市都市建設部都市計画課、建設部都市住宅課及び七飯町都市住宅課

3 室蘭圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
登別市富岸町1丁目の一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び登別市建設部都市計画課

4 帯広圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域  
幕別町札内北栄町、共栄町の各一部
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域  
なし

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び幕別町建設部都市計画課

5 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域

- 千歳市北光の一部  
 1 市街化調整区域に編入する土地の区域  
 なし  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)  
 (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び千歳市企画部まちづくり推進課
- 6 札幌圏都市計画用途地域に係る事項  
 (1) 都市計画の種類 用途地域  
 (2) 都市計画を定める土地の区域  
 石狩市八幡1丁目、2丁目、4丁目の各一部  
 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)  
 (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び石狩市建設部都市計画課

7 室蘭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路  
 (2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地
自 動 車 専用道路 1.4.201号 室蘭新道	室蘭市東町5丁目	室蘭市新富町1丁目	室蘭市中町
自 動 車 専用道路 1.4.202号 白鳥新道	室蘭市入江町	室蘭市陣屋町1丁目	室蘭市築地町
自 動 車 専用道路 1.6.203号 本輪西ランプ通	室蘭市幌萌町	室蘭市陣屋町3丁目	室蘭市陣屋町3丁目
幹線街路 3.4.110号 長和北通	伊達市長和町	伊達市長和町	伊達市長和町
幹線街路 3.1.201号 東大通	室蘭市東町2丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町2丁目
幹線街路 3.1.202号 寿大通	室蘭市寿町2丁目	室蘭市寿町3丁目	室蘭市寿町2丁目
幹線街路 3.1.203号 中島大通	室蘭市中島町2丁目	室蘭市中島町4丁目	室蘭市中島町2丁目
幹線街路 3.1.204号 梁山大通	室蘭市知利別町2丁目	室蘭市知利別町2丁目	室蘭市知利別町2丁目
幹線街路 3.2.205号 東2条通	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町3丁目
幹線街路 3.3.206号 一般国道36号線	室蘭市中央町3丁目	登別市登別東町1丁目	室蘭市東町3丁目

幹線街路 3.3.207号 一般国道37号線	室蘭市東町2丁目	伊達市有珠町1丁目	室蘭市中島町1丁目
幹線街路 3.3.209号 輪西7条通	室蘭市輪西町1丁目	室蘭市輪西町1丁目	室蘭市輪西町1丁目
幹線街路 3.3.210号 鷺別駅前通	登別市鷺別町2丁目	室蘭市水元町4丁目	室蘭市高砂町4丁目
幹線街路 3.3.211号 中島中央通	室蘭市中島町1丁目	室蘭市高砂町5丁目	室蘭市知利別町3丁目
幹線街路 3.3.212号 中島鷺別大通	室蘭市中島町4丁目	室蘭市高砂町1丁目	室蘭市宮の森町3丁目
幹線街路 3.3.213号 八丁平中央通	室蘭市高平町	室蘭市高平町	室蘭市高平町
幹線街路 3.4.214号 西口通	室蘭市中島町3丁目	室蘭市神代町1丁目	室蘭市高平町
幹線街路 3.4.215号 港大通	室蘭市中央町3丁目	室蘭市祝津町1丁目	室蘭市築地町
幹線街路 3.4.216号 追直漁港通	室蘭市中央町3丁目	室蘭市舟見町2丁目	室蘭市栄町2丁目
幹線街路 3.4.217号 市場通	室蘭市輪西町3丁目	登別市鷺別町3丁目	室蘭市寿町1丁目
幹線街路 3.4.218号 東口通	室蘭市東町2丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町2丁目
幹線街路 3.4.219号 寿橋通	室蘭市寿町1丁目	室蘭市知利別町1丁目	室蘭市宮の森町4丁目
幹線街路 3.4.220号 日の出通	室蘭市日の出町1丁目	室蘭市日の出町3丁目	室蘭市日の出町1丁目
幹線街路 3.4.221号 白鳥台中央通	室蘭市崎守町	室蘭市崎守町	室蘭市白鳥台2丁目
幹線街路 3.4.222号 絵鞆中央通	室蘭市祝津町2丁目	室蘭市絵鞆町2丁目	室蘭市祝津町3丁目
幹線街路 3.4.223号 港南絵鞆通	室蘭市港南町1丁目	室蘭市絵鞆町1丁目	室蘭市増市町1丁目
幹線街路 3.4.224号 知利別通	室蘭市天神町	室蘭市中島本町3丁目	室蘭市知利別町4丁目
幹線街路 3.4.225号 中島港北通	室蘭市中島町2丁目	室蘭市港北町3丁目	室蘭市高平町
幹線街路 3.4.226号 崎守通	室蘭市陣屋町2丁目	室蘭市白鳥台5丁目	室蘭市白鳥台5丁目

幹線1333号

幹線街路	3・4・227号	室蘭コルナ 場通	室蘭市陣屋町 2丁目	室蘭市崎守町 2丁目	室蘭市陣屋町 2丁目	幹線街路	3・2・5号	釧路環状通	釧路市北大通 5丁目	釧路市大柴毛	釧路市昭和
幹線街路	3・5・228号	幸町2条通	室蘭市中央町 2丁目	室蘭市舟見町 2丁目	室蘭市本町1 丁目	幹線街路	3・2・7号	北大通	釧路市北大通 14丁目	釧路市大町1 丁目	釧路市北大通 6丁目
幹線街路	3・5・232号	大和通	室蘭市東町1 丁目	室蘭市みゆき 町2丁目	室蘭市東町5 丁目	幹線街路	3・2・9号	中園通	釧路市中園町	釧路市中園町	釧路市中園町
幹線街路	3・5・238号	室蘭中央通	室蘭市中央町 3丁目	室蘭市緑町	室蘭市中央町 1丁目	幹線街路	3・2・10号	別途前川通	釧路市星が浦 南5丁目	釧路市鶴野	釧路市星が浦 北4丁目
幹線街路	3・4・240号	陣屋中央通	室蘭市陣屋町 2丁目	室蘭市陣屋町 5丁目	室蘭市陣屋町 2丁目	幹線街路	3・2・11号	別保富原通	釧路町字別保 原野	釧路町睦1丁 目	釧路町中央1 丁目
幹線街路	3・3・249号	日の出母恋 通	室蘭市日の出 町3丁目	室蘭市新富町 1丁目	室蘭市輪西町 1丁目	幹線街路	3・3・12号	まりも通	釧路市大柴毛 西1丁目	釧路市大柴毛 西1丁目	釧路市大柴毛 西1丁目
幹線街路	3・2・250号	ラインポー 通	室蘭市海岸町 1丁目	室蘭市海岸町 2丁目	室蘭市海岸町 1丁目	幹線街路	3・3・13号	星が浦海岸 通	釧路市星が浦 南1丁目	釧路市大柴毛 南1丁目	釧路市大柴毛 南1丁目
幹線街路	3・4・251号	室蘭駅前通	室蘭市入江町 1丁目	室蘭市入江町 2丁目	室蘭市入江町 1丁目	幹線街路	3・3・14号	国道幹線通	釧路市北大通 5丁目	釧路市新野	釧路市星が浦 大通5丁目
幹線街路	3・3・301号	中央通	室蘭市高砂町 1丁目	登別市千歳町 2丁目	登別市中央町 2丁目	幹線街路	3・3・15号	星が浦北通	釧路市星が浦 北1丁目	釧路市大柴毛 3丁目	釧路市星が浦 北4丁目
幹線街路	3・4・305号	鷲別北通	室蘭市高砂町 4丁目	登別市美園町 2丁目	登別市美園町 4丁目	幹線街路	3・3・16号	大柴毛駅前 通	釧路市大柴毛 5丁目	釧路市大柴毛 3丁目	釧路市大柴毛 4丁目
幹線街路	3・3・309号	幌別通	登別市幌別町 1丁目	登別市幸町1 丁目	登別市幌別町 4丁目	幹線街路	3・3・17号	大柴毛水路 通	釧路市大柴毛 2丁目	釧路市大柴毛 3丁目	釧路市大柴毛 2丁目
(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)											
(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課、室蘭市都市建設部まちづくり推進室都 市計画課、登別市建設部都市計画課及び伊達市建設部都市計画課											
8 釧路圏都市計画道路に係る事項											
(1) 都市計画の種類 道路											
(2) 都市計画を定める土地の区域											
種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地		種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地	
自 動 車 専 用 道 路	1・3・1号 釧路外環状 専用道路	釧路市鶴野	釧路町字別保 原野	釧路市広里		幹線街路	3・3・23号	駒場川端通	釧路市駒場町	釧路市川端町	釧路市川端町
幹線街路	3・2・2号 柳町公園大 通	釧路市北大通 8丁目	釧路市共栄大 通9丁目	釧路市若松町		幹線街路	3・3・24号	鉄北幹線通	釧路市若松町	釧路市鳥取南 7丁目	釧路市鳥取南 2丁目
幹線街路	3・2・3号 雄鉄線通	釧路市入江町	釧路市鶴野	釧路市若松町 中央4丁目		幹線街路	3・3・25号	共栄新橋大 通	釧路市若松町	釧路市鳥取大 通1丁目	釧路市共栄大 通5丁目
幹線街路	3・2・4号 駒場通	釧路市若草町 通9丁目	釧路市共栄大 通9丁目	釧路市新川町		幹線街路	3・3・27号	釧路大橋通	釧路市浦見4 丁目	釧路市宮本2 丁目	釧路市浦見4 丁目
						幹線街路	3・4・28号	興津通	釧路市春採2 丁目	釧路市益浦1 丁目	釧路市興津1 丁目
						幹線街路	3・3・29号	柳橋通	釧路市新橋大 通2丁目	釧路市広里	釧路市中園町
						幹線街路	3・3・30号	共栄橋通	釧路市喜多町	釧路市広里	釧路市愛国東 2丁目

報 公 報 地 区

幹線街路	3・3・31号	駅前南浜町 通	釧路市北大通 13丁目	釧路市南浜町 釧路市幸町13 丁目	幹線街路	3・4・54号	緑ヶ岡若草 通	釧路市材木町 釧路市武佐5 丁目	釧路市緑ヶ岡 4丁目
幹線街路	3・3・32号	川北通	釧路市川北町 釧路町桂5丁 目	釧路市入江町 釧路市南大通 4丁目	幹線街路	3・4・55号	緑ヶ岡通	釧路市緑ヶ岡 3丁目 釧路市具塚2 丁目	釧路市緑ヶ岡 4丁目
幹線街路	3・3・33号	南大通	釧路市南大通 1丁目	釧路市南大通 8丁目	幹線街路	3・4・56号	緑ヶ岡中通	釧路市緑ヶ岡 5丁目 釧路市春採2 丁目	釧路市緑ヶ岡 6丁目
幹線街路	3・4・34号	鳥取公園通	釧路市鳥取大 通8丁目	釧路市北園 釧路市鳥取北 8丁目	幹線街路	3・4・58号	望洋中通	釧路市春採2 丁目 釧路市春採2 丁目	釧路市春採2 丁目
幹線街路	3・4・36号	新釧路川右 岸通	釧路市鳥取大 通2丁目	釧路市昭和 中央1丁目	幹線街路	3・4・59号	はまなす通	釧路市興津2 丁目 釧路市興津4 丁目	釧路市興津2 丁目
幹線街路	3・4・37号	新釧路川左 岸通	釧路市喜多町 釧路市愛国西 4丁目	釧路市愛国 釧路市昭和中 央1丁目	幹線街路	3・4・60号	晴海通	釧路市興津4 丁目 釧路市桜ヶ岡 2丁目	釧路市興津4 丁目
幹線街路	3・4・38号	宝橋通	釧路市仲浜町 釧路市入江町	釧路市暁町 釧路市中園町	幹線街路	3・4・61号	白樺台南通	釧路市桜ヶ岡 5丁目 釧路市富士見 1丁目	釧路市桜ヶ岡 7丁目
幹線街路	3・4・39号	愛国江南通	釧路市入江町 釧路市新富町	釧路市東川町 釧路市花園町	幹線街路	3・5・69号	富士見緑ヶ 岡通	釧路市富士見 1丁目 釧路市武佐4 丁目	釧路市鶴ヶ岱 1丁目
幹線街路	3・4・40号	新富花園通	釧路市新富町 釧路市松浦町	釧路市花園町 釧路市松浦町	幹線街路	3・4・72号	武佐中通	釧路市武佐4 丁目 釧路市武佐3 丁目	釧路市武佐4 丁目
幹線街路	3・4・41号	松浦町通	釧路市松浦町 釧路市堀川町	釧路市堀川町 釧路市入江町	幹線街路	3・3・76号	中央通	釧路市美原1 丁目 釧路市美原2 丁目	釧路市美原2 丁目
幹線街路	3・4・42号	古川橋通	釧路市堀川町 釧路市浪花町 6丁目	釧路市入江町 釧路市南浜町	幹線街路	3・3・77号	循環線	釧路市美原1 丁目 釧路市美原3 丁目	釧路市美原2 丁目
幹線街路	3・4・43号	浜町臨港通	釧路市浪花町 6丁目	釧路市武佐1 丁目	幹線街路	3・4・78号	南北線	釧路市美原1 丁目 釧路市美原5 丁目	釧路市美原5 丁目
幹線街路	3・4・44号	久寿里橋通	釧路市川上町 10丁目	釧路市武佐1 丁目	幹線街路	3・4・79号	東西線	釧路市美原1 丁目 釧路市美原3 丁目	釧路市美原5 丁目
幹線街路	3・4・45号	旭橋通	釧路市北大通 13丁目	釧路市武佐1 丁目	幹線街路	3・4・81号	富原大通	釧路市美原5 丁目 釧路町曙1丁 目	釧路市美原5 丁目
幹線街路	3・4・46号	橋南幹線通	釧路市大川町 釧路市南大通 8丁目	釧路市材木町 釧路市浦見2 丁目	幹線街路	3・3・82号	大柴毛西通	釧路市美原5 丁目 釧路町曙1丁 目	釧路市美原5 丁目
幹線街路	3・4・47号	弥生宮本通	釧路市南大通 8丁目	釧路市材木町 釧路市浦見2 丁目	幹線街路	3・4・83号	具塚光利通	釧路市美原5 丁目 釧路町曙光和1 丁目	釧路町新開1 丁目
幹線街路	3・4・48号	三共通	釧路市春日町 釧路市南大通 1丁目	釧路市畑川町 釧路市白樺台 5丁目	幹線街路	3・4・85号	愛国北1号 通	釧路町曙光和1 丁目 釧路市文苑4 丁目	釧路市新野 1丁目
幹線街路	3・4・49号	富士見坂桜 ヶ岡通	釧路市南大通 1丁目	釧路市白樺台 5丁目	幹線街路	3・4・86号	愛国北2号 通	釧路市新野 1丁目 釧路市芦野2 丁目	釧路市新野 1丁目
幹線街路	3・4・50号	桂恋武佐通	釧路市益浦1 丁目	釧路町字別保 原野	幹線街路	3・4・87号	富原学校通	釧路町字別保 原野	釧路町富原 1丁目
幹線街路	3・4・51号	米町本通	釧路市米町1 丁目	釧路市米町4 丁目	幹線街路	3・4・88号	豊美木場通	釧路町雁来 丁目	釧路町富原 1丁目
幹線街路	3・4・52号	昭園通	釧路市昭和中 央6丁目	釧路市米町4 丁目	幹線街路	3・4・87号	富原学校通	釧路町北都2 丁目	釧路市芦野2 丁目
幹線街路	3・4・53号	北園通	釧路市北園1 丁目	釧路市北園 釧路市北園1 丁目	幹線街路	3・4・88号	豊美木場通	釧路町雁来 丁目	釧路市芦野2 丁目

第 1 3 3 3 号

報 告 書

- 幹線街路 3・4・89号 9丁目日本通 釧路市幸町9丁目 釧路市浪花町9丁目 釧路市幸町9丁目
- 幹線街路 3・2・90号 貝塚中央幹線通 釧路市古川町 釧路町字別保原野 釧路市貝塚3丁目
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課、釧路市住宅部都市計画課及び釧路町都市計画課

9 帯広圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・3・ 8号 弥 生 通 帯広市東13条南7丁目 帯広市南町 帯広市大通南28丁目
- 幹線街路 3・4・ 33号 光 南 通 帯広市東9条南22丁目 帯広市東4条南21丁目 帯広市東7条南21丁目
- 幹線街路 3・3・ 46号 弥 生 新 道 帯広市西17条南1丁目 帯広市川西町 帯広市南町
- 幹線街路 3・2・203号 中 央 通 幕別町丸内西町 幕別町字明野 幕別町字相川町
- 幹線街路 3・4・205号 札内西大通 幕別町丸内北町 幕別町丸内西町 幕別町丸内桜町
- 幹線街路 3・4・211号 幕 別 大 通 幕別町錦町 幕別町字軍岡 幕別町寿町
- 幹線街路 3・4・213号 曙 通 幕別町緑町 幕別町字猿別 幕別町南町
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課、帯広市都市開発部都市計画課及び幕別町建設部都市計画課

10 北見都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・3・ 6号 南 大 通 北見市三輪 北見市小泉 北見市常盤町4丁目
- 幹線街路 3・3・50号 小 泉 東 通 北見市小泉 北見市小泉 北見市小泉
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課

11 富良野都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・4・ 3号 東 5 条 通 富良野市日の出町 富良野市未広町 富良野市幸町
- 幹線街路 3・4・ 8号 相 生 通 富良野市日の出町 富良野市桂木町 富良野市桂木町
- 幹線街路 3・4・ 9号 栄 町 通 富良野市日の出町 富良野市若葉町 富良野市栄町
- 幹線街路 3・4・10号 朝 日 通 富良野市新富町 富良野市朝日町 富良野市朝日町

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び富良野市建設水道部街なみ整備課

12 白糠都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地
- 幹線街路 3・4・ 2号 駅 前 通 白糠町東1条南1丁目 白糠町東1条南3丁目 白糠町東1条南2丁目
- 幹線街路 3・4・ 6号 公 園 通 白糠町東2条南2丁目 白糠町東1条北8丁目 白糠町東2条北5丁目
- 幹線街路 3・4・ 7号 若 葉 通 白糠町東1条北2丁目 白糠町東2条北2丁目 白糠町東2条北1丁目
- 幹線街路 3・4・ 8号 下 庶 路 通 白糠町西庶路東2条南2丁目 白糠町西庶路東2条北3丁目 白糠町西庶路東2条北1丁目
- 幹線街路 3・4・ 9号 明 治 通 白糠町西庶路西1条南2丁目 白糠町西庶路東2条北3丁目 白糠町西庶路西1条北3丁目
- 幹線街路 3・4・10号 宮 下 通 白糠町庶路基線 白糠町庶路甲区 白糠町庶路東1線
- (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)
- (3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び白糠町経済部建設課

13 札幌圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 変更する部分

名	称	位	置
4・5・203	大麻中央公園	江別市大麻中町、大麻宮町	
イ 追加する部分			
名	称	位	置
5・5・101	東野幌総合公園	江別市野幌東町、あさひが丘、東野幌	

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び江別市企画部政策室都市計画課

14 帯広圏都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

名	称	位	置
5・7・4	帯広の森	帯広市西25条南5丁目、西25条南6丁目、西24条南4丁目、西24条南5丁目、西24条南6丁目、西23条南5丁目、西22条南5丁目、西21条南5丁目、西21条南6丁目、西20条南6丁目、南町、空港南町、河西郡芽室町北伏古	

河西郡芽室町北伏古

6・5・501 幕別運動公園 中川郡幕別町錦町、寿町、宇軍岡

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課，帯広市都市開発部都市計画課及び幕別町建設部都市計画課

15 中標津都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

名	称	位	置
6・5・1	中標津運動公園	標津郡中標津町字中標津	

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室

16 岩内都市計画公園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 公園
- (2) 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

名	称	位	置
5・5・1	いわないリゾートパーク	岩内町字野束、字数島内	

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び岩内町建設水道部住宅都市課

17 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 札幌石狩公共下水道

イ 位置

排水区域	変更前
a	

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積	約26,032ha	(うち処理区域	約26,032ha)
(内訳) 札幌市分	約24,881ha	(うち処理区域	約24,881ha)
石狩市分	約 1,151ha	(うち処理区域	約 1,151ha)

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積	約26,071ha	(うち処理区域	約26,071ha)
(内訳) 札幌市分	約24,889ha	(うち処理区域	約24,889ha)
石狩市分	約 1,182ha	(うち処理区域	約 1,182ha)

(イ) 位置を変更する下水管架

名	称	起 点	終 点
XIV - 03000		札幌市東区東雁来町	札幌市東区東苗穂12条3丁目

東雁来雨水ポンプ場雨水放流渠

追加する管架

名	称	起 点	終 点
(ウ)		厚田村大字聚富村字中村	石狩市八幡3丁目

八幡処理場放流渠

(イ) 区域及び名称を変更するその他の施設の土地の区域

名 称	位 置
東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来町
花川北汚水中継ポンプ場	石狩市花川北3条3丁目
花川南汚水中継ポンプ場	石狩市花川南6条5丁目

(ロ) 追加するその他の施設の土地の区域

名 称	位 置
八幡処理場	石狩市八幡3丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課、札幌市下水道局建設部計画課及び石狩市水道部下水道建設課

18 函館圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 函館公共下水道  
イ 位置

(ア) 排水区域

ア 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積	(うち処理区域)	約	約
(内訳) 南 処 理 区	(うち処理区域)	約 2,494ha	約 2,494ha
函館湾処理区	(うち処理区域)	約 2,158ha	約 2,158ha

イ 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積	(うち処理区域)	約	約
(内訳) 南 処 理 区	(うち処理区域)	約 2,494ha	約 2,494ha
函館湾処理区	(うち処理区域)	約 2,159ha	約 2,159ha

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦 覧 場 所 北海道建設部都市計画課及び函館市水道局下水道部計画管理課

公 報

北海道苦情審査委員会に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成13年10月1日から12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表

する。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達 也

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては5件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況

(単位：件、人)

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	4	2	2
総 務 部	0	0	0
総 合 企 画 部	1	0	1
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	2	1	1
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	1	1	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	4	2	2
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	5	3	2

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総合企画部	1	実施結果通知について
保健福祉部	2	特養ホームに対する道の指導について 訪問介護員養成研修事業について
建設部	1	河川改修工事に伴う土地交換契約の履行について
道の機関外	1	労災事故について
合 計	5	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数	
	審査を終えた事案	審査をしない事案
申立てに 対する処 理の状況	審査を行っていない事案 2	審査を中止した事案 0
	制度の対象外となった事案 1	内容を検討している事案 1
合 計	11	

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての6件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数	
	申立ての趣旨に沿ったもの	申立ての趣旨に一部沿ったもの
審査結果 の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの 1	道の機関の行為に不備がないもの 4
合 計	5	6

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

収 入

漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。  
なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成14年1月22日から28日までとする。

平成14年1月22日

北海道知事 堀 達 也

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休 業 期 間	漁業権者の住所 及び氏名又は名称
まぐる・い か・さけ定 置漁業	南茅部町地先	南まぐる・ いか・さけ 定第14号	平成14年4月2日 から12月31日まで	茅部郡南茅部町字 木直431番地 木直漁業協同組合

収 入

北海道網走支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年1月22日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
紋別市新生40番6 ほか15筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
紋別市南が丘町7丁目54番地の8  
佐藤 榮藏
- 3 開発許可年月日及び番号  
平成13年9月4日 網建指第13-5号

収 入

北海道教育委員会教育長告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
平成14年1月22日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

第3333号

報 告 公 道 規 則

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 道立高等学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 27校</p> <p>(2) 調達をする特定役務の仕様等          システムインテグレーション業務          購入済みのサーバ、クライアント等を敷設済みの校内LAN配線により接続し、校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設置を行う業務。なお、詳細は、入札説明書による。</p> <p>イ 導入時職員操作説明等業務          校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。なお、詳細は入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 契約締結の日から平成14年3月30日まで</p> <p>(4) 履行場所 北海道札幌南高等学校、北海道札幌北陵高等学校、北海道札幌手稲高等学校、北海道札幌平岡高等学校、北海道札幌東陵高等学校、北海道札幌南陵高等学校、北海道札幌篠路高等学校、北海道札幌東豊高等学校、北海道千歳北陽高等学校、北海道北広島高等学校、北海道北広島西高等学校、北海道石狩翔陽高等学校、北海道恵庭北高等学校、北海道函館中部高等学校、北海道滝川高等学校、北海道岩見沢東高等学校、北海道旭川東高等学校、北海道旭川南高等学校、北海道旭川凌雲高等学校、北海道網走南ヶ丘高等学校、北海道北見北斗高等学校、北海道北見緑陵高等学校、北海道室蘭栄高等学校、北海道帯広柏葉高等学校、北海道帯広三条高等学校、北海道釧路湖陵高等学校及び北海道釧路江南高等学校</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格          次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受けていること。</p> <p>(4) ネットワークスペシャリストを複数有すること。</p> <p>(5) 資格審査の申請をする日の直前3営業年度分（当該3営業年度が36月に満たない場合は、36月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査          (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167</p>	<p>条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年1月23日から29日</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所          北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時          (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁 8階2号会議室          (2) 入札日時 平成14年2月4日（月）午前10時          (3) 開札場所 (1)に同じ。          (4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金          (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。          (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項          (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課          (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便又は電報による入札認めないものとする。</p> <p>9 落札者の決定方法          財務規則第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p>
--	--

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告等に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 714

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

興 隆 工 業 共 同 体 報 告

北海道教育庁網走教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 1月22日

北海道教育庁網走教育局長 高 澤 正 良

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称

ホイルローダー（農耕用） 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年 3月25日

(4) 納 入 場 所 北海道美幌農業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 仕様説明会の場所及び日時

(1) 場 所 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局2階会議室

(2) 日 時 平成14年 1月28日

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局2階会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 2月 5日 午後 1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金を納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

第3333号

北海道公安委員会告示第5号

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 

ア 名 称	北海道教育庁網走教育局企画総務課学校管理係
イ 所 在 地	郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

豊 田 公 安 委 員 会 告 示 第 5 号

北海道公安委員会告示第5号  
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。  
平成14年1月22日  
北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地株式会社ニューギン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式	遊技機の区分

型式	CRゴットF21RV
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	10056800
検定年月日	平成14年1月22日
検定番号	第10056800号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月22日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号京楽産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区中砂町278番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式	CR柔キッツ極編Z2
製造業者名	京楽産業株式会社
型式試験番号	10056900
検定年月日	平成14年1月22日
検定番号	第10056900号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月22日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号株式会社サンセイアールアンドエ
代表者の氏名	代表取締役 杉島紀志男
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式	CRアニマルとれいんR
製造業者名	株式会社サンセイアールアンドエ
型式試験番号	10060300
検定年月日	平成14年1月22日
検定番号	第10060300号
検定の有効期間	公示の日（平成14年1月22日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号サニー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 里見 治

4	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地 8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地 1
	型式 遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ ばちんこ遊技機
4	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ CR サラリーマン金太郎
	概要 製造業者名 型式試験番号	サミー株式会社 10055400
検定年月日	平成14年1月22日	
検定番号	第10055400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間	
5	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地 8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地 1
	型式 遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ ばちんこ遊技機
5	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ CR 北斗の拳R
	概要 製造業者名 型式試験番号	サミー株式会社 10055100
検定年月日	平成14年1月22日	
検定番号	第10055100号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間	
6	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式 遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ ばちんこ遊技機
6	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ CR 福ふく神
	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社ソフミア 10051500
検定年月日	平成14年1月22日	
検定番号	第10051500号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間	

7	製造又は検査を行 う事業所の所在地	東京都豊島区西池袋 1 丁目 7 番 7 号 株式会社北電子
	代表者の氏名	代表取締役 小林 昭子
7	型式 遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ウオンテット 2
7	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社北電子 14054800
	検定年月日	平成14年1月22日
検定番号	第14054800号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間	
8	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東 4 丁目 2 番 14 号
	代表者の氏名	代表取締役 小林 昭子
8	型式 遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ハイパージャグラー V
8	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社北電子 14016400
	検定年月日	平成14年1月22日
検定番号	第14016400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間	
9	製造又は検査を行 う事業所の所在地	東京都江東区有明三丁目 1 番地 25 株式会社三又ホ
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
9	型式 遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ CR 忠臣蔵
9	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社三又ホ 10059100

検 定 年 月 日	平成14年1月22日
検 定 番 号	第10059100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代表者の氏名	代表取締役 市原 茂
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日大字沖村字西ノ川1番地
型式	ばちんこ遊技機
遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
遊技機の区分	ダイナマイ娘EX
製造業者名	株式会社大一商会
型式試験番号	12061400
検 定 年 月 日	平成14年1月22日
検 定 番 号	第12061400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
型式	ばちんこ遊技機
遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
遊技機の区分	CRフイバーセブンミッションSP
製造業者名	株式会社三共
型式試験番号	10060700
検 定 年 月 日	平成14年1月22日
検 定 番 号	第10060700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
型式	ばちんこ遊技機
遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

の 型 式 名	CRフイバーセブンミッションSP
概 要	製造業者名 株式会社三共 型式試験番号 10063300
検 定 年 月 日	平成14年1月22日
検 定 番 号	第10063300号
検定の有効期間	公示の日(平成14年1月22日)から3年間